

コンプライアンス体制

三井住友フィナンシャルグループのコンプライアンス体制

コンプライアンスに関する基本方針

三井住友フィナンシャルグループは、グループのCSRに関する共通理念である「ビジネス・エシックス」(P.57)の一項目としてコンプライアンスについて定め、その強化を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

こうしたなか、前記のとおり、三井住友銀行において、法人のお客さま向けの金利スワップの販売方法等に関し、公正取引委員会の審決ならびに金融庁の行政処分を受けました。このような事態に至ったことは、三井住友フィナンシャルグループとして極めて遺憾であり、お客さま、株主、投資家の皆さまをはじめ、関係者の皆さまにご迷惑をおかけしたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

三井住友フィナンシャルグループは、今回の事態を厳粛に受け止め、複合金融グループとしての公共的使命と社会的責任を果たすべく、より一層コンプライアンスの徹底に努め、もって、真に優良なグローバル企業集団の確立を目指します。

コンプライアンス面からのグループ管理

三井住友フィナンシャルグループは、金融持株会社として、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保する

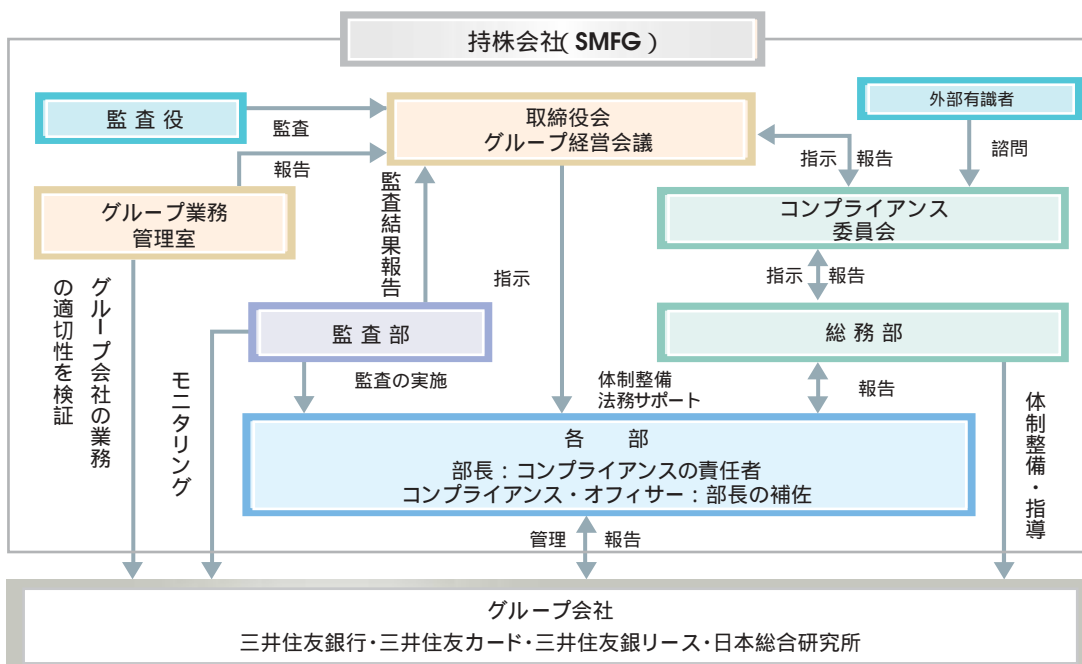
観点から、グループ会社のコンプライアンス等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行える体制の整備に努めています。

平成18年度については、金融コングロマリット化への適切な対応に向けたコンプライアンス体制の整備、独禁法遵守の徹底、法制度改正への対応等、新たなコンプライアンス上の課題に対する取り組み、という3点を重点施策と位置付け、グループ各社の業務につき、コンプライアンス面からの管理を強化します。

法務リスクの管理

法令諸規則違反や契約違反、法的な検討が不十分なことによる損失の発生といった法務リスクについては、規制緩和等を背景に、従来以上に、適切な管理が求められるようになってきています。

そこで、三井住友フィナンシャルグループでは、法務リスク管理手続を制定し、業務に関わる法令諸規則に関する情報の収集や、新種商品・業務の検討、契約等における手続を定め、もって、法務リスク管理の高度化を図っています。



コンプライアンス体制 三井住友フィナンシャルグループのコンプライアンス体制

三井住友銀行のコンプライアンス体制

コンプライアンス体制強化への取り組み

コンプライアンスの確保、すなわち、法令等の社会的規範を遵守することは、企業として当然のことですが、特に、銀行においては、金融機関としての公共的使命と社会的責任に照らし、コンプライアンスの確保がより重要視されます。

三井住友銀行では、三井住友フィナンシャルグループの基本方針を踏まえ、全従業員に、「信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動すること」を求めるなど、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付けていますが、前ページ記載の審決・行政処分を受けたことを踏まえ、一層の強化・全従業員への浸透に注力します。

コンプライアンス体制と運営

三井住友銀行では、従来、「各店舗が自己責任において自律的に法令を遵守し、事後に独立した業務監査部門が厳正な監査を行う二元構造」を、コンプライアンス体制の基本的な枠組みとしていましたが、平成18年度より、大幅な見直しを実施しました。

具体的には、各店舗の自律的コンプライアンスを有効に機能させる観点から、総務部と法務部の2つの部からなる、「コンプライアンス部門」を新設し、従来よりコンプライアンスの担当部であった総務部の機能を更に強化し、業務面への積極的な関与を図り、業務に見合ったコンプライアンスの確保に努めます。

また、あわせて、お客さまの声や視点を業務や経営の改善に積極的に活かすことを狙いとして、「品質管理部」を新設しました。

以上の改定を踏まえた、三井住友銀行のコンプライアンス体制の枠組みは、下図に示す通りとなります。

また、このような枠組みを有効に機能させるべく、三井住友銀行では、次のような運営を行っています。

コンプライアンス・マニュアルの制定

役職員が行動を選択する上で、その目標・指針となるよう、60の行動原則からなるコンプライアンス・マニュアルを取締役会の決議をもって制定し、役職員に周知徹底しています。

コンプライアンス・プログラムの策定

三井住友銀行および連結対象各社におけるコンプライアンスを有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進めています。特に平成18年度は、独占禁止法の徹底を図るべく、独占禁止法遵守プログラムを導入し、研修、モニタリング、監査の強化を進めています。

コンプライアンス・オフィサーの設置

従来各店舗に設置してきたコンプライアンス・オフィサーに加え、法人部門においては、平成18年度より、各地域営業本部に、業務ラインとは独立した「コンプライアンス統括オフィサー」を配置し、法人営業部の指導・監督を実施しています。

コンプライアンス委員会・業務管理委員会の設置

行内の各種業務に関して、コンプライアンスの観点から広く検討・審議できるよう、行内の横断的な組織としてコンプライアンス委員会を設置しています。委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長、関連部長を委員としていますが、その検討・審議が、公平・中立な観点から真摯に行われるよう、外部有識者を諮問委員として迎えています。

更に、平成18年7月には、コンプライアンスやCSに係るモニタリング機能の強化とその客観性を確保する観点から、社外取締役、外部有識者を主要メンバーとする業務管理委員会を設置しています。

コンプライアンス体制の基本図

